

社会福祉法人とやま虹の会
 特別養護老人ホームしらいわ苑《ユニット型個室》利用料金表

令和7年6月1日改定

施設サービス費、各加算（円）

利用者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載されています。

所得段階	要介護度	介護単位			食費 /日	居住費 /日	月額（30日）		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1段階	要介護1	862	—	—	300	880	61,260	—	—
	要介護2	943	—	—			63,698	—	—
	要介護3	1,030	—	—			66,299	—	—
	要介護4	1,112	—	—			68,761	—	—
	要介護5	1,192	—	—			71,154	—	—
第2段階	要介護1	862	—	—	390	880	63,960	—	—
	要介護2	943	—	—			66,398	—	—
	要介護3	1,030	—	—			68,999	—	—
	要介護4	1,112	—	—			71,461	—	—
	要介護5	1,192	—	—			73,854	—	—
第3段階①	要介護1	862	—	—	650	1,370	86,460	—	—
	要介護2	943	—	—			88,898	—	—
	要介護3	1,030	—	—			91,499	—	—
	要介護4	1,112	—	—			93,961	—	—
	要介護5	1,192	—	—			96,354	—	—
第3段階②	要介護1	862	—	—	1,360	1,370	107,760	—	—
	要介護2	943	—	—			110,198	—	—
	要介護3	1,030	—	—			112,799	—	—
	要介護4	1,112	—	—			115,261	—	—
	要介護5	1,192	—	—			117,654	—	—
第4段階	要介護1	862	1,724	2,586	2,110	2,066	151,140	177,000	202,860
	要介護2	943	1,887	2,830			153,578	181,876	210,174
	要介護3	1,030	2,060	3,090			156,179	187,078	217,976
	要介護4	1,112	2,224	3,336			158,641	192,002	225,363
	要介護5	1,192	2,384	3,575			161,034	196,788	232,542

1日の単価（1割負担の場合）

要介護度	施設サービス費	日常生活継続支援加算	夜間職員配置加算	看護体制加算		計	介護職員処遇改善加算Ⅰ（14%）			地域加算 富山市7級地	1日単価 （円）
				Ⅰ	Ⅱ						
要介護1	670	46	18	4	8	746	104				862
要介護2	740	46	18	4	8	816	114			1単位	943
要介護3	815	46	18	4	8	891	125			Ⅱ	1,030
要介護4	886	46	18	4	8	962	135			10.14	1,112
要介護5	955	46	18	4	8	1,031	144			円	1,192

所得段階

負担段階	対象となる収入状況（世帯を分離している配偶者を含む）		預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	税 住 世 民 帯 税 全 非 員 課 が	前年の合計所得金額+年金収入額 年額80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額 年額80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額 年額120万超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記に該当しない方		

年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

その他の加算（* 必要な方のみ）

加算の種類		単位	備考	
初期加算		30単位/日	新規入所および1か月以上の入院後再び入所した日から30日間	
外泊時加算		246単位/日	入院又は外泊した場合、1か月に6日を限度として算定	
栄養マネジメント強化加算		11単位/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合	
個別機能訓練加算	I	12単位/日	個別機能訓練計画書に基づき、計画的に機能訓練を行った場合	
	II	20単位/月	Iの計画の内容を厚労省に提出し必要な情報を活用している	
	III	(新)20単位/月	リハビリ、口腔と栄養管理を一体的に提供している場合	
感染対策向上加算		I	(新)10単位/月	新興感染症発生時の医療機関との連携体制を構築している
科学的介護推進体制加算		II	50単位/月	厚労省へのデータ提出・サービス改善に対する評価
安全対策体制加算			20単位/回	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回
療養食加算 *			6単位/回	身体状況により必要な場合、1日3回（食）まで
経口維持加算 *	I	400単位/月	著しい摂食障害の方に多職種が共同して食事の摂取をするための計画書を作成	
	II	100単位/月	上記多職種に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
口腔衛生管理加算 *		I	110単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に技術的な指導・援助をし、計画の内容を厚労省に提出、その情報を活用している
看取り介護加算 I *		72単位/日	死亡日以前31日以上45日以下	医師が終末期にあると判断し、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合
		144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下	
		680単位/日	死亡日の前日及び前々日	
		1,280単位/日	死亡日	
認知症チームケア推進加算		(新)150単位/月	認知症の行動を未然に防ぐ、又は出現時に早期に対応するための取り組みを平時から行っている	
生産性向上推進体制加算		I	(新)100単位/月	見守り機器などを複数導入するなど利用者の安全やサービスの質の確保、職員の負担軽減に取り組んでいる
その他の費用				
<ul style="list-style-type: none"> ・電気代 10円/日（持込電化製品1個につき）・入院、外泊時の居住費 ・訪問美容 ヘアカット2,200円 ・役所等に対する手続きにかかる費用（手数料、切手代など）実費 ・請求書等郵送料 実費相当額一律84円（郵便料金改定が行われるごとに実費相当額が変わります） 				
その他個人的事情で必要なものは、実費請求させていただく場合があります。				